

学校保健安全法施行規則に基づく感染症

学校における予防すべき感染症 (学校保健法施行規則第18条)		出席停止期間の基準 (学校保健法施行規則第19条)
種類	該当する感染症	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 フッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) シフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルス) 特定鳥インフルエンザ 中東呼吸器症候群(MERS) 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症 新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1型)を除く) 百日咳 麻疹(はしか) 風疹 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 水痘(水ぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ① 特有の咳が消失するまで または、 ② 5日間の適正な抗菌性物資製剤による治療が終了するまで 解熱した後、3日を経過するまで 発疹が消失するまで 耳下腺炎、顎下腺または舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後、2日を経過するまで 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 症状により医師において感染の恐れがないと認められるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症(O-157) 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により、医師において伝染の恐れはないと認められるまで

※上記に記載する「学校における予防すべき感染症」に感染し、公欠扱いを希望する場合は、医師(医療機関)が発行する診断書、もしくは本校所定の様式3-2-2「学校感染症治癒証明書」を医師(医療機関)に記入してもらうこと